| | | | | T | | | |
|----------------|-----------------|---|------------|-------------|--|--|--|
| 事 | 務・事業名 | 職場適応援助者養成研修 | 担当部局•担当課室 | 職業安定局障害者雇用対 | | | |
| | | | 評価実施時期 | 令和4年3月 | | | |
| 根拠法令等 | | 障害者の雇用の促進等に関する法 | 類型 | 講習研修 | | | |
| | | 律施行規則第20条の2の3第2 | 指定等の形態 | 確認 | | | |
| | | 項第2号及び同条第3項第2号 | 旧位分心险 | 4年100 | | | |
| | | | | | | | |
| | 務・事業の | ○事務・事業の創設時の趣旨職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援については、障害者の就職及び職場 | | | | | |
| 概要 | | 職場適応援助有 (ショブューテ) による又接については、障害有の抗職及び職場 定着に効果的な支援として高い成果を上げており、増大するニーズへの対応が求め | | | | | |
| | | られている。 このため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構以外の民間機関で行う | | | | | |
| | | 研修について、厚生労働大臣が定める基準を満たす研修を職場適応援助者養成研修 | | | | | |
| | | として定め、ノウハウを有する民間機関を活用した職場適応援助者の養成を促進す | | | | | |
| | | る。 | | | | | |
| | | ○事務・事業の内容 | | | | | |
| | | 職場適応援助者として必要な知識及び技能を習得させ、職場適応援助者の養成を | | | | | |
| | | 行う。 | | | | | |
| 事務・事業の | | 「事務・事業の概要」を参照。 | | | | | |
| 目的 | | | | | | | |
| | 関連する | 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標V-3-1) | | | | | |
| | 政策目標 | 基本目標V:意欲のあるすべての人が働く事ができるよう、労働市場において労働 | | | | | |
| | 等 | 者の職業の安定を図ること | | | | | |
| | t Ita i Li tota | 施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること | | | | | |
| | 人の指定等 | 別紙のとおり | | | | | |
| | 状況 ※ 3 | はた) テ よく 1 | | | | | |
| | 定・登録 | 特になし | | | | | |
| 等の基準に 対するよく | | | | | | | |
| ある問合せ | | | | | | | |
| と回答 | | | | | | | |
| 料金等・積 | | _ | | | | | |
| 算根拠 | | | | | | | |
| 事務・事業 | | ○実績(令和3年度) | | | | | |
| の実績等 | | 養成実績 466 人 | | | | | |
| | | (NPO法人 423 人、社会福祉法人 33 人、学校法人 10 人) | | | | | |
| 国からの補 | | 特になし | | | | | |
| | | | | | | | |

助金等

事務・事業 の見直し状 況(これま での検証)

●職場適応援助者養成研修のあり方に関する研究会を開催し、当該研修のモデルカリキュラムや指定要件等の見直しを行った。

事務・事業の必要性・

有効性等

●事務・事業の必要性

障害者雇用が着実に進展する中、障害者の職場適応上の課題を解決し、その職場適応・定着を図るため、障害者本人及び事業主、同僚、家族等に対し、障害特性に応じた専門的な支援を実施する職場適応援助者(ジョブコーチ)については、その必要性が高まっており、量的・質的な充実・強化が求められている。

こうした中、職場適応援助者としての支援を行うためには、職場適応援助者養成研修を修了していることが必要であるが、職場適応援助者養成研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構における実施のみでは、全国的に増大するニーズに対応することは困難であることから、一定の基準を満たすものについて厚生労働大臣が定める研修として、民間機関で実施する必要がある。

また、職場適応援助者養成研修は一定の水準を確保する必要があるため、適正かつ確実な実施を担保できる法人に事務を行わせる必要がある。

●事務・事業の妥当性

障害者の雇用の促進・職業の安定につながる公益性の高い事業であることを鑑みると、職場適応援助者養成研修については、研修カリキュラム・講師等について、一定の基準に適合している職場適応援助者養成機関で実施することが妥当である。

●事務・事業の有効性

一定の基準を満たす研修を行う機関を養成機関としていることから、適正かつ 確実な実施が担保されることにより、均一の水準を確保する必要のある職場適応 援助者の養成に貢献しており、有効であると考えられる。

事務・事業 の執行体制 の妥当性等

○指定等を行う妥当性

仮に職場適応援助者の養成研修に関する業務を国で実施するとなれば、障害者の就職支援や職場定着支援、職場適応援助者の援助の手法に関する十分な経験や能力を有する職員の確保や養成が必要となることが想定され、経費等の面で実行困難と考える。そのため、適正かつ確実に職場適応援助者の養成研修を実施できる民間機関を定めて事業を実施させることは妥当である。

○事務・事業実施主体の適格性

<指定等の基準の妥当性>

障害者の雇用の促進・職業の安定につながる公益性の高い事業であることを鑑みると、施設、設備、研修の実施方法、経理的及び技術的な基礎、研修実施規定等の観点から適正かつ確実に実施できるものとしている厚生労働大臣が定める基準については妥当である。

なお、基準に適合しなくなったとき等は、養成機関が行う研修を廃止するもの としており、適正な事務の実施が担保されている。

<実施主体としての指定等法人の適格性>

一定の基準を満たす研修を行う機関を養成機関としていることから、養成機関

| | は実施主体として適格である。 |
|-------|--|
| | |
| 政策効果の | │ │ 毎年、実施状況の報告を求めており、上記のとおり令和3年度においては、466 |
| 把握の手法 | 人の養成を行った。 |
| 及びその結 | |
| 果 | |
| 学識経験を | 特になし。 |
| 有する者の | |
| 知見の活用 | |
| に関する事 | |
| 項 | |
| 政策評価を | 特になし。 |
| 行う過程に | |
| おいて使用 | |
| した資料そ | |
| の他の情報 | |
| に関する事 | |
| 項 | |
| 評価結果の | 上記の評価を踏まえ、職場適応援助者の養成に係る本事業については、定期的検 |
| 総括 | 証を行いながら継続する。 |
| (現状分析 | |
| (事務・事 | |
| 業の評価) | |
| と今後の方 | |
| 向性) | |
| 備考 | |
| | |
| | |

別紙

合計7法人

- ・NPO (5法人)
- · 社会福祉法人(1法人)
- · 学校法人 (1法人)

| 法人名 | 指定等の時期 | 連絡先(TEL) | 料金等・積算根拠 | | | |
|--------------|------------------|--------------|-------------|--|--|--|
| NPO法人(5法人) | | | | | | |
| ジョブコーチ・ネットワー | 平成 18 年 6 月 1 日 | 0480-31-8836 | - (料金の設定につい | | | |
| ク | | | て国は関与しない) | | | |
| 大阪障害者雇用支援ネット | 平成 18 年 6 月 1 日 | 06-6949-0350 | 同上 | | | |
| ワーク | | | | | | |
| くらしえん・しごとえん | 平成 19 年 4 月 1 日 | 053-489-5828 | 同上 | | | |
| 全国就業支援ネットワーク | 平成 20 年 10 月 1 日 | 06-6704-7201 | 同上 | | | |
| なよろ地方職親会 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 01654-3-1221 | 同上 | | | |
| 社会福祉法人(1法人) | | | | | | |
| 南高愛隣会 | 平成 24 年 10 月 1 日 | 0957-24-3600 | 同上 | | | |
| 学校法人(1法人) | | | | | | |
| 大妻学院 | 平成31年4月1日 | 03-5275-6854 | 同上 | | | |